

市貝町立図書館資料の資料収集方針

並びに除籍に関する基準

I 基本方針

1 収集方針

- (1) 資料の選定にあたっては、図書館法に基づく公共図書館として、町民の教養、調査研究、レクリエーション等に必要な資料を提供するとともに、県立図書館及び他公共図書館とのネットワークを考慮しつつ地域社会にふさわしい資料構成になるように努める。
- (2) 図書の選定は図書選定基準に従って市貝町立図書館職員が組織的に行う。

2 収集する図書資料

- (1) 各分野にわたり地域にふさわしい資料
- (2) 基本図書
- (3) 参考図書
- (4) 官公庁出版物、団体出版物
- (5) 郷土資料
- (6) 古書
- (7) 視聴覚資料
- (8) その他

3 収集上の留意点

- (1) 体系的で均衡のとれた蔵書構成をはかる。
- (2) 中正の立場で広い視野に立って収集する。
- (3) 新しく展開しつつある主題に留意する。
- (4) 永続的、利用価値のある資料を選択するよう留意する。
- (5) 地域性を考慮し、郷土資料の収集に努める。
- (6) 時宜に適した資料は、時期を失わずに収集する。
- (7) ひとつの立場を持つ資料には、できる限り別の立場の資料を対応させるようにする。
- (8) 寄贈資料は、内容、利用度、形態、保存の程度、複本の必要性などを考慮のうえ選択して受け入れる。

4 図書の補充

- (1) 汚破損等により利用できなくなった図書資料は廃棄するものとする。
資料の除籍については別に定める。

- (2) 同一著作で、その後、リプリント版、廉価版など新しい版が発行されている時は、利用度や新しい版の内容、印刷・製本等を検討して補充するか決定する。

II 選定基準

1 一般選定基準

県立図書館が担当する分野を考慮しつつ、町立図書館の使命を念頭におき、町民が日常的に利用度の高い図書資料や参考図書及び郷土資料の収集に努める。

- (1) 町民のための基本図書の収集に重点を置き、町民の読書要求を正しく選択に反映するように留意する。
- (2) 一般市販図書のほか行政資料、図書館関係資料、民間団体の出版物、及び、郷土関係団体、個人の出版物や収集に努める。
- (3) 参考図書は調査研究の援助、参考事務の機能を果たし得るような学術的、社会的評価の高いものを収集する。

2 個別選定基準

一般選定基準を考慮しながら、資料群の個別選定について次のようにする。

(1) 一般図書

① 総記

- ア 情報科学は最新情報を必要とするので、蔵書の更新に努める。
- イ 叢書、全集は評価の定まったものを選ぶ。

② 哲学・宗教

- ア 哲学、心理学、倫理学は東洋思想、西洋思想にわたるよう揃える。
- イ 宗教は公平な立場で特定の宗派に偏らないように留意する。
- ウ 印相、家相、予言等で非科学的内容のものは避ける。

③ 歴史・地理

- ア 歴史、地理は各時代、各地域にわたり系統だてて揃える。
- イ 伝記は資料や実地踏査等考証の裏付けのあるもので、フィクションでないものとする。
- ウ 旅行、ガイドブック等は常に新しいものを揃える。

④ 社会科学

政治・経済・社会・教育分野は常に社会情勢に即応したものを揃える。

⑤ 自然科学・医学

自然科学は入門書を中心に必要に応じ大学一般教養課程程度の内容のものまでを目安として揃え、更新に努める。

⑥ 技術・家政学

- ア 工学・工業は入門書を中心に、必要に応じ大学一般教養課程程度のものまでを目安として揃える。
- イ 最新情報を必要とする分野では、更新に努める。
- ウ 家政学分野は魅力ある実用的内容のものを豊富に揃える。

⑦ 産業

ア 農・林・水産一般と趣味・園芸を中心に揃える。

イ 商業、交通、郵便等の産業情報を揃える。

⑧ 芸術・スポーツ・娯楽

ア 美術集・写真集等は美しい印刷のものを選ぶ。豪華本は極力厳選する。

イ 音楽は日本のものをはじめ外国のものについても揃える。

⑨ 言語

ア 日本語については、基本的な学問書・実用的な文例集を揃える。

イ 主要な外国語については簡単な文法書・実用書を揃える。

⑩ 文学

ア 詩歌・小説・随筆等は古典から現代まで魅力あるものを豊富に揃える。

イ 全集は評価の定まったものを選ぶ。

ウ 文庫本（ライトノベル等）は、文庫オリジナルのものについては必要に応じて揃える。単行本で出版されているものについては、文庫ではなく極力単行本を購入する。

（2）児童図書

① 児童書

ア 正確でわかりやすく書かれているものを選び常に更新に努める。

イ 製本が堅牢で、親しみ易く魅力ある内容のものを選ぶ。

② 童話・児童文学

ア 健全で創造性、文学性に富んだ作品を選ぶ。

イ 古典や全集は評価の定まったものを選ぶ。

ウ 原作を忠実に伝えないものや、安易に省略したものは避ける。

③ 絵本

ア 絵と文が調和して、互いに補い合い、相乗的な効果を出しているものを選ぶ。

イ 絵は芸術性、創造性に富み、表現力豊かなものを選ぶ。

ウ 文字は読みやすいもので、堅牢な製本のものを選ぶ。

④ 参考図書

児童・生徒の発達段階を考慮し、学習に必要な範囲の参考図書とする。

⑤ 紙芝居

ア ストーリーは比較的単純なもので遠目のきく明瞭でわかり易い絵のものを選ぶ。

イ 名作を安易に紙芝居化したものは避け、紙芝居でしか味わえないものを選ぶ。

（3）郷土資料

ア 本町関係の歴史的資料及び一般資料についてはきめ細かく収集する。

本県関係及び隣接地域の資料は収集できる範囲において揃える。

イ 本町内発行の公私の定期刊行物、逐次刊行物の収集と保存をする。県内及び隣接地域のものは収集できる範囲において揃える。

ウ 本町出身、在住作家及び本県関係、隣接地域の作家等の著作物は郷土関係資料として収集する。

エ 中世・近世資料の原資料は原則として収集しない。

(4) 参考図書

- ア 事典、辞典類は各分野にわたり、必要性の高いものから揃えていく。
- イ 統計、年鑑、白書は必要なものを継続的に揃える。
- ウ 下野新聞の縮刷版は保存する。

(5) 逐次小刊行物

① 新聞

主な全国紙、地方紙、スポーツ新聞等を揃える。

② 雑誌

- ア 評論、文芸、趣味、レジャー、家庭、ファッション等を各分野にわたり魅力があるものを揃える。

(6) 視聴覚資料

- ア DVD、CD等の選択は、特性に考慮して魅力のあるものを揃える。
- イ クラシック音楽は作曲家及び演奏家の主要作品を揃える。
- ウ ポピュラー音楽は、多様な要望に応えるため各ジャンルにわたり必要に応じて揃える。
- エ 民族音楽、邦楽、演芸等は著名なものを揃える。

(7) 障害者用資料

- ア 点字図書及び大活字本は、利用に応じて収集する。
- イ 文字及び実用書の朗読テープは利用に応じて収集する。

(8) コミックス

コミックスの収集方針については別に定める。

(9) 寄贈

寄贈図書については、収集方針に従って受け入れる。但し次の条件に該当するものは原則として受け入れない。

- ア 出版年よりおおむね3年以上経過している一般図書・児童書。
- イ 蔵書構成からあまりにかけはなれた資料。
- ウ 内容的に見て、資料として普遍的価値の少ないもの。(宗教・政治・企業の宣伝にのみ終始するものなど)
- エ 追加受入不要と思われるもの。
- オ 破損・汚損図書。
- カ 出版社寄贈の新聞・雑誌・パンフレット等は原則として受付ける。
- キ 多量の寄贈が一時的にある場合は、受入態勢を考慮し、慎重に受付する。
- ク 特別コレクションの寄贈、あるいは寄託図書については下記のとおり取り扱う。

ケ 映像資料

(ア) 図書の内容によって1つの文庫として利用に供することが望ましいものについては、一括してまとめる。

(イ) 保存することが望ましいと考えられ、しかも今後散逸する恐れのある図書については、書庫スペースを考慮のうえ受入れ、保管し必要に応じてその運用をはかる。

Ⅲ 資料の除籍

市貝町立図書館保存の資料のうちから汚破損等により除籍する場合は次のとおりとする。

1 除籍の種類

除籍の種類は、亡失、毀損、不要、数量更正、転記、保管転換、譲与とする。

2 除籍の基準

(1) 亡失

ア 資料点検の際、引き続いて3年以上不明となったもので館長が認めたもの。

イ 現品弁償不能及び回収不能となったもので、館長が認めたもの。

ウ 不時の災害及び事故によるものは、その事実が発生し館長が認めたもの。

(2) 毀損

ア 汚破損が甚だしく修理不可能か、利用に耐えないもので館長が認めたもの。

(3) 不要

ア 汚破損が甚だしく補修も再製本もできないもの。

イ 本文を切り取られたもの。

ウ 同一図書の重複本で利用価値がなくなったもの。

エ 内容が古くなり文献的に価値がなくなったもの。

(4) 数量更生、転記、保管転換、譲与

ア その必要を生じ、館長が認めたもの。

3 除籍の決定

(1) 不用図書として選定された資料は、教育長の決裁を経て除籍する。

(2) 除籍を決定し、廃棄する資料については、市貝町財務規則第137条（物品の不用の決定等）による。

(3) 除籍に要する事務手続きは栃木県立図書館除籍取扱要領に準じて行う。